鳥取県内水面漁場計画の公表及び漁業の免許予定日等の公示について

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項に規定された内水面漁場計画を定めましたので、同法第67条第2項で準用する同法第64条第6項の規定に基づき、当該漁場計画の内容等を公表するとともに、当該漁場計画に定める漁業の免許予定日及び申請期間を公示します。

1 鳥取県内水面漁場計画及び漁場図

別添のとおり

2 当該漁場計画に対する鳥取県内水面漁場管理委員会の意見の概要等

(1) 意見の概要及び当該意見の処理の結果

当該漁場計画の案について同法第 67 条第 2 項で準用する同法第 64 条第 4 項に基づき同委員会に意見を聴いたところ、「原案に同意する」という答申(意見)があった。

(2) 当該意見の処理の結果

原案に同意する旨、答申を受けたことから、漁場計画の案のとおり内 水面漁場計画を作成する。

(3) その他

意見は、同委員会において、令和5年4月24日に公聴会を開催の上、同日に開催された第290回委員会において決議された。

3 当該漁場計画に定める漁業の免許予定日及び申請期間

免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日 申請期間 令和 5 年 6 月 1 日~令和 5 年 7 月 1 2 日